

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年1月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 原信糸魚川東店

所在地 糸魚川市東寺町3丁目93番1 外

設置者 株式会社原信

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻）に関する届出

公告日 令和7年7月18日

3 意見の概要

(1) 糸魚川市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和8年1月6日から令和8年2月6日まで